

報告第十二号

平成二十四年度決算に基づく江戸川区健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第三条第一項の規定により、監査委員の意見を付して、平成二十四年度決算に基づく江戸川区健全化判断比率について別紙報告書のとおり報告する。

平成二十五年九月二十四日

江戸川区長 多田正見

平成 24 年度決算 江戸川区健全化判断比率報告書

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
(11.25)	(16.25)	5.2 (25.0)	(350.0)

備 考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「 」と表示している。
- 2 括弧内は、江戸川区の早期健全化基準を記載している。
- 3 実質公債費比率がマイナスの場合は、「 」と表示している。

平成 25 年 9 月 24 日

江戸川区長 多 田 正 見